

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（企業間の連携）

取引先の皆様と連携・協力し、付加価値の向上や生産性向上に取り組めます。

また、オープンなコミュニケーションを通じて、DX推進や業務効率化、人材育成等においても協力関係を構築し、相互の成長と発展を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、以下の事項に配慮します。
取引価格の決定にあたっては、取引先との十分な協議を行い、適正な価格形成に努めます。
原材料や労務費等の上昇に対して、価格転嫁の要請があった場合は誠実に協議します。
支払条件については、適切な期間内での支払いを徹底します。
一方的な仕様変更や不合理な要請を行いません。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年1月16日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

東京油脂工業株式会社

代表取締役社長 飯田岳之

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。